

（趣旨）

第1条 この要領は、関西や首都圏を中心に流行している風しんについて、市内でも発生数が増加していることから、妊婦への感染拡大防止を図り、子どもの先天性風しん症候群の発生を予防するため、風しんワクチン接種費用の一部助成を行うもの。

（対象とする予防接種）

第2条 助成の対象とする予防接種は、任意予防接種として実施する風しんワクチン接種又は麻しん・風しん混合（以下「MR」という。）ワクチン接種とする。

（助成対象者）

第3条 助成対象者は、前条に定める予防接種の接種時において本市に住所を有する者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、20歳以下の方、現在、妊娠中又はその可能性のある方、風しん罹患歴のある方及びMRワクチン又はMMRワクチン又は風しんワクチンの接種歴のある方は除く。

- (1) 妊娠を予定している女性又は妊娠を希望する女性（将来の妊娠を含む。）
- (2) 妊婦の同居家族。

（助成額）

第4条 助成額は、接種に要する費用のうち、MRワクチンの場合は2,500円、風しんワクチンの場合は1,500円を上限とし、1回に限り助成する。ただし、生活保護受給者については、接種費用の全額を助成する。

（助成の方法）

第5条 助成対象者が市内の実施医療機関で予防接種を接種する場合は、実施医療機関において、風しんワクチン接種費用助成申請書・予診票（様式第1号）に必要事項を記入し、当該医療機関に提出するものとし、接種費用の本人負担額のうち前条に定める助成額を市長が実施医療機関に支払うことによって助成する。

2 助成対象者が市外の医療機関で接種し、接種費用を支払った場合又は市内の医療機関で接種し、前項の規定によらずに接種費用を支払った場合は、医療機関への支払額のうち前条に定める助成額を上限に、償還払いにより助成するものとし、助成対象者が風しんワクチン接種費用助成請求書（様式第2号）に当該予防接種を受けたことを証明する書類の写し及び領収書を添付し、市長に請求するものとする。

（補則）

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。